

産科医療補償制度

について

分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子様のいるご家族の経済的負担の補償と、再発防止を目的とした制度です。補償対象者には、補償金の支払いとともに、脳性まひ発症の原因分析が行われます。

【補償対象】

- 次の①～③の基準をすべて満たす場合
- ①(ア)平成26年12月31日までに出生したお子様の場合
(在胎週数33週以上で出生体重2kg以上、または在胎週数28週以上で所定の要件)
 - ②身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ
 - ③平成27年1月1日以降に出生したお子様の場合
(在胎週数32週以上で出生体重1kg400g以上、または在胎週数28週以上で所定の要件)

(イ)平成27年1月1日以降に出生したお子様の場合
(在胎週数32週以上で出生体重1kg400g以上、または在胎週数28週以上で所定の要件)

③先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ

【申請期間】お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日まで。

☎ 0120・330・637
http://www.sanka-hj.cchc.or.jp/
(福祉課 ☎820・5605)

熊野町手話通訳者・要約筆記者派遣について

熊野町手話通訳者・要約筆記者派遣について

聴覚・言語機能障害等により、手話での意思の疎通が必要な人に手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

▼派遣区域：広島県内

▼依頼内容

病院（診察・健康診断）、学校・保育園（入学式・参観・懇談）、会社（面接）・免許センター（運転免許の更新）その他 相談に応じます。

▼申込方法

広島県手話通訳派遣委員会へメール又はメールにより直接申し込んでください。

（※初めて申込みをされる方は、利用要件の確認手続きが必要ですよ。）

メールでの申請は、①申請者名 ②派遣月日時間 ③場所 ④内容 ⑤待合せ又は要約筆記）を送信してください。

¥無料

申問 広島県手話通訳派遣委員会（社団法人 広島県ろうあ連盟）

TEL 252・0309
FAX 252・0303

✉ hren@d3enjoy.ne.jp
(福祉課)



連続 障害を知り、共に生きる⑧

自閉症・発達障害について

●自閉症・発達障害とは

障害の困難さも目立ちませんが優れた能力を発揮されている場合もあり、周りからみてアンバランスな様子が理解されにくい障害です。

養育環境ではなく、脳の機能障害によるもので、どんな能力に障害があるか、またどのくらいの程度なのかは人によって様々です。

○注意欠陥多動性障害

・うっかりして同じ間違いを繰り返してしまうことがあります。

・おしゃべりが止まらなかつたり、待つことが苦手でうろろしてしまったりすることがあります。

・約束や決まり事を守れなかつたり、出し抜けに行動してしまふことがあります。

○学習障害

・音と文字のつながりを理解することができず、読むことが困難であるため、読むこ

とや、書くことが極端に苦手であったりします。

・数字の認識や算数の基本となる概念を理解することなどが困難であるため、計算を行ったことなどが極端に苦手であったりします。

○自閉症・アスペルガー症候群その他広汎性発達障害
・相手の気持ちを理解したり、相手の立場に立つてものごとを考えたたりすることが苦手です。

・他人に意思を伝えることが理解することが苦手です。
・変化に対応することが苦手です。

●こんな配慮をお願い

・「なぜできないのか」ではなく、具体的に示しましょう。
・抽象的な表現は極力減らし、短い文で、順を追って具体的に伝えましょう。

・事前に見通しを示しましょう。
・言葉だけでなく、絵や写真を使ってあらかじめ本人が納得するように見通しを示しましょう。

*「障害を知り、共に生きる」広島県引用
(福祉課)

国民年金保険料の免除制度について

一部免除は3種類で、免除後の納付額は次のとおりです。

免除割合	納付額
4分の3	3,900円
2分の1	7,800円
4分の1	11,690円

(平成27年度)

▼若年者納付猶予制度

30歳未満の人は、申請により保険料の納付が猶予され、保険料を後払いすることができると制度です。

※学生及び任意加入被保険者の人は、対象外です。

※学生で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、「学生納付特例制度」をご利用ください。

▼全額免除制度

申請により保険料の全額（15,590円）が免除されます。

▼一部免除制度

申請により保険料の一部が免除されます。

【単位：万円】、（ ）内は収入額

免除を受けるための所得の目安	免除等の種類	全額免除 若年者納付猶予	一部免除		
			3/4免除	半額免除	1/4免除
世帯構成					
4人世帯 (夫婦、子ども2人の場合)		162 (257)	230 (354)	282 (420)	335 (486)
2人世帯 (夫婦のみの場合)		92 (157)	142 (229)	195 (304)	247 (376)
単身世帯		57 (122)	93 (158)	141 (227)	189 (296)

子育て支援センター エンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定 (いずれも11:30に終了)

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
16日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
17日(水)	10:00	ファミリーサポート養成講座 ※要申込
19日(金)	9:30	とことこエンゼル(1歳~1歳11ヶ月)
26日(金)	9:30	わくわくキッズ(2歳以上)
29日(月)	11:00	6月生まれのお誕生会
7月1日(水)	10:30	子育てなるほど講座「おむつはずれ」
7月6日(月)	9:30	とことこエンゼル(1歳~1歳11ヶ月) ※親子リトミック11:00~
7月7日(火)	9:30	ふわふわベビー(11ヶ月までの乳児・妊婦)

●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。
※パステルルーム開催日に西部地域健康センター内子育て支援センターでも「おひさまルーム」を行います。

実施日	開始時間	場 所
18日(木)	9:30	中央ふれあい館

※東部地域健康センターでは親子ふれあい体操を行います。

●おひさまルーム(上記日程以外の9:30~11:30)

●「うたとおはなしの広場」(第1・3金曜日14:30~15:00)

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●ほっとるーむ(月~金曜日13:00~15:30)

※第3水曜日のみほっとるーむベビー(11か月までの乳児対象)
※25日(木)は健診のためお休みです

●「パパとおひさま」(毎月第2土曜日)9:30~11:30

お父さんととっておきの楽しい時間を過ごしましょう。町内在住の親子さん、里帰りの親子さん遊びに来てください。もちろんご家族もOK!
※いずれの事業も変更する場合があります。

子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

●ファミリー・サポート・センター養成講座・子育て講座

日 時: 6月17日(水)10:00~11:30
会 場: 西部地域健康センター
テーマ: こどものこころの育ちから見た親や地域のあり方
講 師: 坂本 てるみ 氏(エソール広島相談員)
対 象: ファミリーサポート会員及び一般。託児あり。無料。
定 員: 15組

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター

(西部地域健康センター内) ☎820-5502 ☎820-5503
開設日時(※年末年始、祝日除): 月~金曜日9:30~17:00
第2土曜日9:30~11:30
<子育て相談 月~金曜日 13:00~17:00>

STOP9 わが家の「ケータイルール」

夜9時以降、児童生徒はテレビゲーム・スマホをやめて、十分な睡眠を取りましょう。毎朝欠かさず朝食を食べ、基本的な生活習慣を身に付けましょう。

ひだまりサロン情報

▼障害のある人やご家族が集うサロンを毎月開設しています。☎6月18日(木)14時~16時
☎スペースぶなの森(貴船2番20号)☎無料(飲料、材料などは実費)☎福祉課☎820-5605